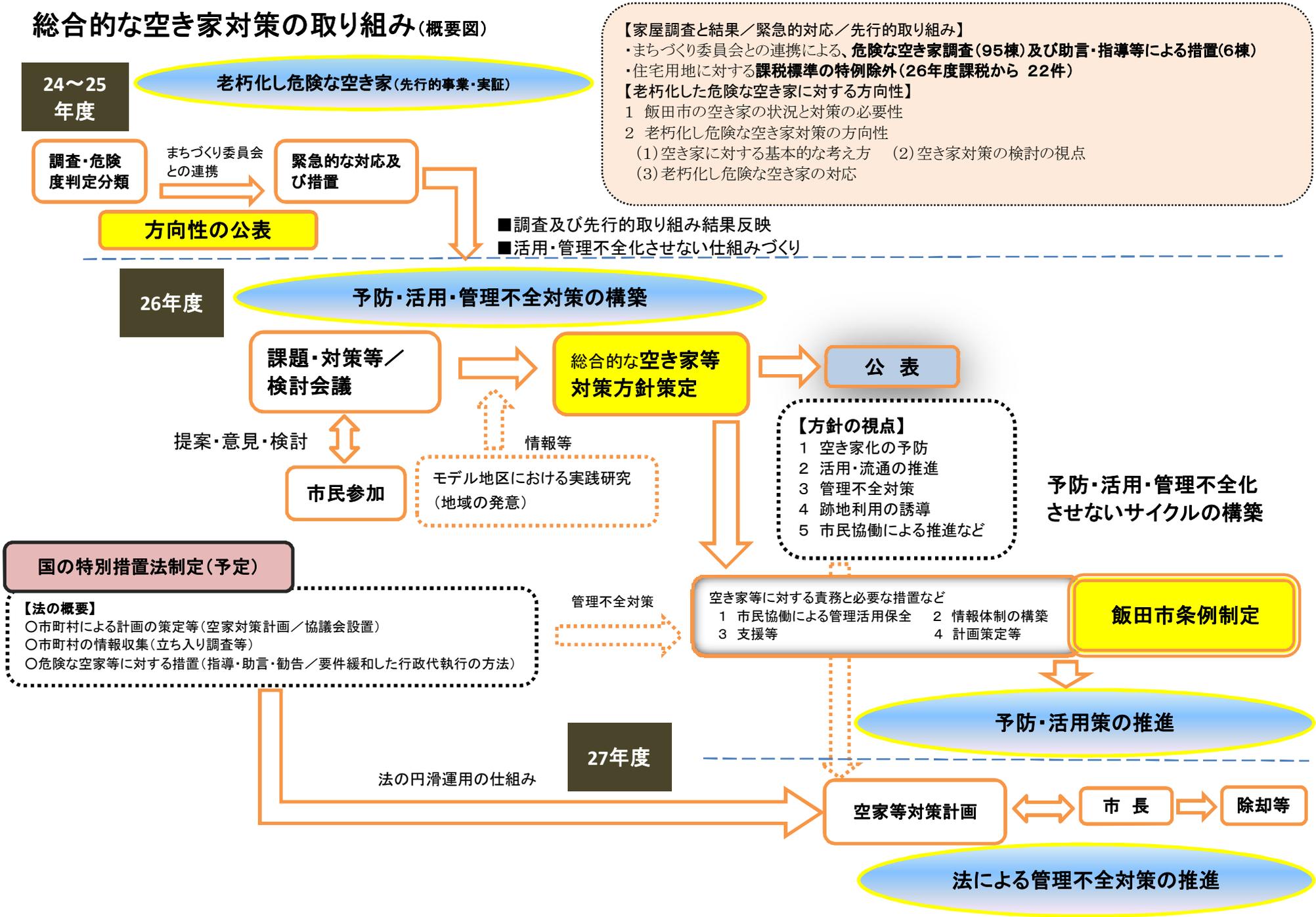


総合的な空き家対策の取り組み(概要図)



【家屋調査と結果/緊急的対応/先行的取り組み】

- ・まちづくり委員会との連携による、危険な空き家調査(95棟)及び助言・指導等による措置(6棟)
- ・住宅用地に対する課税標準の特例除外(26年度課税から 22件)

【老朽化した危険な空き家に対する方向性】

- 1 飯田市の空き家の状況と対策の必要性
- 2 老朽化し危険な空き家対策の方向性

(1) 空き家に対する基本的な考え方 (2) 空き家対策の検討の視点
(3) 老朽化し危険な空き家の対応

【方針の視点】

- 1 空き家化の予防
- 2 活用・流通の推進
- 3 管理不全対策
- 4 跡地利用の誘導
- 5 市民協働による推進など

国の特別措置法制定(予定)

【法の概要】

- 市町村による計画の策定等(空家対策計画/協議会設置)
- 市町村の情報収集(立ち入り調査等)
- 危険な空家等に対する措置(指導・助言・勧告/要件緩和した行政代執行の方法)

管理不全対策 → 空き家等に対する責務と必要な措置など

- 1 市民協働による管理活用保全
- 2 情報体制の構築
- 3 支援等
- 4 計画策定等

飯田市条例制定

空家等対策計画 ↔ 市長 ↔ 除却等

法による管理不全対策の推進